「指定居宅介護支援」重要事項説明書

長寿園居宅サービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（石川県指定 第1770500013号）

◇◆目次◆◇

１．事業者 3
２．事業所の概要 3
３．営業時間 4
４．職員の体制 4
５．当事業所が提供するサービス 4
６．サービスの利用に関する留意事項 7
７．サービス提供における事業者の業務 8
８．損害賠償及び事故発生時の対応について 9
９．サービス利用をやめる場合 10
10．苦情の受付について 11
11．第三者による評価の実施状況 12
12．個人情報の利用目的 13
13．虐待防止に関する事項 14
14．業務継続計画の策定 15
15．衛生管理について 15

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

○　契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○　ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン)」を作成します。

ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○　必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1．事業者

(1)法人名　　社会福祉法人　長　寿　会

(2)法人所在地　　石川県珠洲市宝立町春日野４字 117 番地

(3)電話番号　　0768－84－2252

(4)代表者氏名　　理事長　山元　淳二

(5)法人認可年月日　　昭和58年11月26日

２．事業所の概要

(1)事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所・平成11年8月20日指定

石川県指定　第1770500013号

(2)事業の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように行われることを目的とする。

(3)事業所の名称　　長寿園居宅サービスセンター

(4)事業所の所在地　石川県珠洲市宝立町春日野４字 117 番地

(5)電話番号　　0768－84－2252

(6)事業所長(管理者)氏名　　荒野　明美

(7)当事業所の運営方針＊

居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等

に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療サービス及び福祉サ-

ビスが公平中立、総合的かつ効率的に提供されるよう援助する。

(8)開設年月　　平成11年10月1日

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1)事業の実施地域　珠洲市、能登町

(2)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間 サービス提供時間帯	8時30 分～17時30分

※ 24 時間の連絡体制で利用者等の相談対応を行っています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1 名	名	兼務
2. 介護支援専門員	2名(2名) (　)は兼務	1名	ケアプラン作成

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、介護保険から給付されます。

(1)サービスの内容(契約書第 3～6 条参照)＊

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

↓

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

↓

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

↓

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご契約者及び家族代表者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

・病院等に入院しなければならない場合には利用者の疾患に対する対応及び退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携を行います。

③ケアマネジメントの公正中立性の確保

・利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが出来ますので、必要あれば遠慮なく申し出て下さい。

・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者及び家族代表者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者及び家族代表者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費(1 月)

要介護度1～2の方の場合	10，860円(他特別地域加算 15%)
要介護度3～5の方の場合	14，110円(他特別地域加算15%)

※ 国が定めた算定要件を満たした場合、上記金額に「初回加算」「特定事業所加算」「入院時情報連携加算」「退院・退所加算」「緊急時等居宅カンファレ

ンス加算」「通院時情報連携加算」「ターミナルケアマネイジメント加算」が加算されます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2)介護支援専門員の交替(契約書第 7 条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者及び家族代表者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者及び家族代表者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者及び家族代表者から特定の介護支援専門員は指名できません。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
情報を提供する場合、あらかじめ文書にてご契約者・家族代表者の同意を得ます。

8. 損害賠償及び事故発生時の対応について(契約書第10条参照)

(1)事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2)事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第２条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第11条参照）

①ご契約者が死亡した場合 ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合 ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者及び家族代表からの解約・契約解除の申し出（契約書第12条、第13条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者及び家族代表から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③ 業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第14条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者及び家族代表が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご契約者及び家族代表が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 苦情の受付について(契約書第 15条参照)

(1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

●長寿園苦情受付窓口　　(担当者)　　荒野　明美

○受付時間　8:30～17:30(通年)

○電話番号　0768－84－2252

※ 本事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることが出来ます。

●石川県国民保険団体連合会苦情受付窓口

○受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

○電話番号　076－231－1110

●石川県運営適正化委員会苦情受付窓口

○受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

○電話番号　076－234－2556

●珠洲市福祉課室苦情受付窓口

○受付時間　8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

○電話番号　0768－82－7749

●能登町健康福祉課苦情受付窓口

○受付時間　8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

○電話番号　0768－62－8517

11. 第三者による評価の実施状況　　なし

12. 個人情報の利用目的

社会福祉法人　長寿会　では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、「個人情報保護 管理要綱」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1)施設内部での利用目的
① 施設が利用者等に提供する介護サービス(ケアプラン等)
② 介護保険事務
③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
・ 入退所等の事務管理
・ 施設の会計、経理
・ 介護事故、緊急時等の報告
・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
(2)他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
・ 利用者に在宅サービスを提供する他の在宅サービス事業者や在宅介護支援事業者等 との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
・ その他の業務委託
・ 利用者の診療等に当たり、外部への医師の意見・助言を求める場合
・ 家族等への心身の状況やケアプランの説明
② 介護保険事務のうち
・ 保険事務の委託(一部委託含む)
・ 審査支払い機関(石川県国民健康保険団体連合会)へのレセプトの提出
・ 審査支払い機関(石川県国民健康保険団体連合会)又は保険者から紹介への回答
③損害賠償保険などに係る保健会社等への相談又は届出等

◎上記以外の利用目的
(1)施設内部での利用に係る利用目的
① 施設の管理運営業務のうち次のもの
・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
・ 施設において行われる事例研究等
(2)他の事業者等への情報提供に係る利用目的
① 施設の管理運営業務のうち
・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

13. 虐待防止に関する事項

・利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（2）虐待防止の適正化のための指針の整備をしています。

（3）職員に対して虐待防止の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

（4）サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

14. 業務継続計画の策定

（1）感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。

（2）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 衛生管理について

・事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1)事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底していきます。

(2) 事業所における感染症との予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(3) 職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

令和　　年　月　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項並びに個人情報の利用目的の説明を行いました。

居宅介護支援事業所　長寿園居宅サービスセンター

説明者　　職　名　介護支援専門員

氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項並びに個人情報の利用目的の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

家族の代表　　住　所

氏　名　　印

（　続柄　　）

利用者は、心身の状況などにより署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって署名を代筆いたしました。

署名代筆者　住所

氏名　　印

利用者との続柄（　　）